

## 第 4 回

(仮称) 町田市手話言語条例検討部会

2026年7月15日(水)

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時55分 開会

○篤永担当係長 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。これより第4回（仮称）町田市手話言語条例検討部会を開会させていただきます。

本日の司会を務めます障がい福祉課福祉係担当係長の篤永です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席者の確認をいたします。

越智委員、砂田委員、杉野委員、木村委員、寄林委員、高田委員、陶山委員、以上の7名です。

続きまして、本日の情報保障について御案内いたします。

本日は手話を母語とする委員を中心に議論を行いますので、座席の中心に手話通訳者2名を配置しております。また、木村委員への情報保障として、木村委員の横に要約筆記者の座席を配置しております。各委員の皆様におかれましては、手話通訳及び要約筆記の時間を確保するために、間を空けて発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

情報保障の御案内は以上となります。

続きまして、議事録作成上の留意事項を御案内いたします。

本日、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は、指名されたら御自身のお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

続いて、本日の検討部会を傍聴される方への注意事項を御案内いたします。

傍聴される方は席に置かせていただきました注意事項を御確認いただき、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。特に、本検討部会は撮影、録音を禁止しております。

また、座席に配置した資料は、会議の結果、内容が変更になる場合があるためお持ち帰りいただくことができません。本日の議事録と確定版の資料は後日、町田市ホームページで公開いたしますので、そちらを御確認いただきますようお願いいたします。

傍聴される方への注意事項は以上となります。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

1枚目が、本検討部会の次第でございます。以降は資料の右上に資料番号を掲載しておりますので、資料番号に沿って御案内いたします。

資料1－1「手話言語条例に関するアンケート全調査対象者（当事者）の年代集計結果について」、資料1－2「※一部抜粋 手話言語条例に関するアンケート調査報告書（当事者）」、

資料2「（仮称）町田市手話言語条例（案）」、資料3「条例案解説」、資料4「条例施行までのスケジュール案」、資料5「他自治体条文比較（施行期日・目的・基本理念・自治体の責務）」、参考資料1「第3回（仮称）町田市手話言語条例検討部会 議事録」、参考資料2「手話に関する施策の推進に関する法律概要」、以上8点の資料をお配りしております。

お手元で不足しているものがございましたら、挙手でお教えください。

なお、参考資料1は第3回（仮称）町田市手話言語条例検討部会の議事録となっております。お時間の都合上、内容の説明は省略させていただきますので、各自で御確認いただくようお願いいたします。

続いて、前回の第3回（仮称）町田市手話言語条例検討部会を欠席していた職員から御挨拶させていただきます。

○吉光主任 4月より障がい福祉課総務係に配属になりました吉光と申します。前回は欠席してしまい、申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○篤永担当係長 それでは、ここからは越智部会長に進行をお任せしたいと思います。

越智部会長、よろしくお願いいたします。

○越智部会長 では、進行します。越智です。

まず最初に、先ほど説明があったアンケートの内容について、事務局、お願いします。

○横瀬主事 事務局の横瀬です。

私から、前回の第3回検討部会で御質問をいただいた手話言語条例に関する当事者向けアンケートの全対象者の年代の集計結果について、既にメールで委員の皆様には御回答させていただいておりますが、改めてこの場で御報告させていただきます。

資料1-1を御覧ください。

こちらが、手話言語条例に関するアンケート全調査対象者の年代集計結果についての資料になります。

続いて、資料1-2を御覧ください。

こちらは、前回の第3回検討部会で御報告いたしました手話言語条例に関するアンケート調査報告書（当事者）から、年代についての設問部分を抜粋した資料となっております。

資料1-1の説明に戻ります。

資料に載っている上のグラフは、全調査対象者の年代の分布を示したグラフになっております。資料の下のは、全調査対象者の構成比と資料1-2の結果を基に算出した全調査対象者のアンケートの回答率を、それぞれの年代ごとに示した表となっております。結果については

御覧のとおりです。

事務局からの説明は、以上となります。

○越智部会長 ありがとうございます。

このアンケートの補足の説明について、何か質問、意見ございますか。

○砂田委員 砂田です。

アンケートの結果を見るとやはり若い人の回答が多いから、どちらかというと難聴寄りの方が多いのかな。お年寄りの方はちょっと回答率が低いですね。ですので、やはりろう者には文章が苦手な人がいるのか、分からなかったから答えられなかった可能性が高いのではないかと感じました。

○越智部会長 そうですね、やはりろう者の場合は70歳、80歳ぐらいから文章力がなかなかという方が多いので、手話が禁止された頃、戦争中等に学齢期だったろう者の場合は十分教育を受けられなくて、文章が苦手な人が多いと思います。ですから文書アンケートはなかなか回答できない面がありますので、それを考えに入れて分析しなければいけないかなと思います。

ほかに何かありますか。

○高田委員 90代以上の方が43名。何かふだん、例えばサークルで見ている感じで90代以上の人は来ることがないから見ないのか。かなり多いなとは思いますが。80代も同様に、74名の人に送っているようですけれども、町田市には高齢者の方もかなりいらっしゃるんだなと。やはりこの辺が、アンケートの取り方も難しい面があるかなとは思いますが。

○越智部会長 そうですね。本当は対面で、手話を使ってアンケートをするのが一番いいとは思いますが、なかなかそれも難しい部分がありますね。

これから何かの機会に、高齢者の声を聞く場を設けることも必要かもしれませんね。3月1日に学習会をしましたが、あれで終わりではなく、あのような感じのものをこれからも、年の途中でやってもいいかなと思います。ちょっと検討していただければと思います。

ほかに何かありますでしょうか。

特になければ、次の議題に入ってよろしいですか。

○砂田委員 今、おっしゃったように改めて確認するなら、外に出られないろう者もいるので訪問確認をしたほうがいいのではないかな。そうしたら家の状況も分かるので、市の職員も見て「あ、こういう状況なんだな」と理解が進むのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○越智部会長 その場合は、手話通訳が入ってもそれがスムーズに通じるかどうかという問題もありますよね。だからろう者団体も同行してフォローして、高齢者の言っている内容をしっ

かり把握してつなぐ必要があるのかなと思います。

今、国レベルでろう通訳の在り方を検討しているんですね。自分の考えをなかなかうまく伝えられない高齢者を聞こえない通訳がフォローするという形も今後、進めていきたいと思うので、それを参考にして、アンケートをするときにはろう協のメンバーも同行して、そこで聞くのもいいかなと思います。

御検討よろしくをお願いします。

ほかに、大丈夫ですか。

では、議題に入りたいと思います。

手話言語条例についてですが、今回は案があります。

どうでしょうか、まず先に今後の進め方を説明されますか。

○吉光主任 事務局の吉光です。

ここからは、事務局が作成しました条文案を見ながら、その方向性について検討していただきます。

前回の検討部会で御説明したとおり、条例を少しずつ区切って検討を進めます。本日は、条例の施行期日、第1条（目的）、第2条（基本理念）、時間があれば第3条（市の責務）まで検討を進めたいと考えています。一度に全部説明すると長くなってしまいますので、条ごとに区切って説明し、その都度、御意見を伺います。

説明は、資料2を見ながら随時、資料4と資料5を使って行います。

説明に入る前に、一部の資料について補足説明します。

まずは資料2を御覧ください。

資料2は、事務局が作成した条例案です。本日は、第3条までお示ししています。

条例案については、庁内の関係部署と随時確認しながら検討を進めています。ですので、次回以降お示しする条文の表現が少し変わる可能性がありますので、御承知おきください。

次に、資料3です。

資料3は、資料2「条例案」の解説です。これから私が話す説明の要約になりますので、こちらは後で見返す際に御利用ください。

最後に、資料5を御覧ください。

資料5には、他自治体の条文を載せています。モデルとして一般社団法人全日本ろうあ連盟が提示している条例案、東京都の東京都手話言語条例、板橋区の板橋区手話言語条例、目黒区の手話言語条例、最後に多摩市の多摩市手話言語条例を挙げています。

モデルに挙げた自治体は、いずれも手話言語に特化した条例であり、目黒区と多摩市は比較的最近つくられた新しい条例になります。

資料の補足説明は以上です。

では、まず本文に入る前に、条例の施行期日、つまり条例がいつから始まるかについて御説明いたします。

資料2「条例案」の下のほうにある「附則」を御覧ください。

今までの検討部会では、令和10年——2028年に施行するという前提で話をしていましたが、具体的な日付までは検討していませんでした。本日は、具体的な日付として「令和10年——2028年9月23日」を提案いたします。

この日を提案した理由は2つあります。

理由の1つ目としては、9月23日は手話言語の国際デーです。申し訳ありません、資料3では「国際手話言語デー」と書いてしまいましたけれども、正しくは「手話言語の国際デー」でございます。失礼いたしました。また、9月23日は、手話に関する施策の推進に関する法律第14条で定められた「手話の日」であることから、この条例の施行期日としては最適なのではないかと考えたためです。

2つ目としましては、この条例は、2028年3月の市議会定例会に条例の議案を提出する予定です。通常3月議会で議案が可決された場合、3月31日に公布、つまり市民の皆様に公表されるのですが、その日から施行までは約半年間の期間がありますので、準備期間、周知の期間の確保としても最適なのではないかと考えたためです。

口頭ではスケジュールが少し分かりづらいかと思いますので、第1回検討部会で既に説明はしておりますが、この条例の検討から施行までのスケジュールを1度確認したいと思います。

資料4「条例施行までのスケジュール案」を御覧ください。

今年度——2026年度は本日を含めて4回、来年度——2027年度は3回の検討部会の開催を予定しています。ここに記載している開催月は予定でございますので、日程につきましては改めて委員の皆様のお都合を伺います。

今年度で条例の案を固めて、その案を基に、来年の夏にパブリックコメントで市民意見を募集します。

裏面を御覧ください。

2027年11月頃に、条例案について町田市障がい者施策推進協議会から答申していただき、2028年3月議会で議案として提出いたします。

この後は、先ほどお話ししたとおり３月末に公布、９月23日に施行とする予定です。

続いて、資料５「他自治体条文比較」の１ページを御覧ください。

見ていただいて分かるように、施行期日については自治体によって様々です。「何月何日にしなくてはならない」といった決まりはございません。

以上が施行期日とスケジュールについての説明です。施行期日を９月23日とする事務局の提案について、委員の皆様の御意見をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○越智部会長 進め方について、質問とか意見があればお願いします。

施行が２年後の９月ということで、大分時間をかけることになりますけれども、市としては慎重に進めたいという考え方があると思いますので、丁寧に話し合いながらまとめていく。また、その後にパブリックコメントもありますので、改めて煮詰めて最終的には２年後の３月に議会で承認をいただき、９月23日の手話の日にスタート。

それについて皆様、御意見ございますでしょうか。

○砂田委員 いいと思います。

○越智部会長 特に異論がないので、これで進めていいと思います。

２年後、情報が変わってくる面もあると思いますので、途中である程度の見直しが必要になってくるところもあると思います。それは皆さんの頭に入れておいてください。東京都も３年後のスタートだったんですが、見直しを進める予定がありますので。新しい施策を進めていくことになると思いますので、手話言語条例に沿って新しい仕事も起こってくると思います。３年たって出てくる問題もあると思います。その状況も把握しながら、決めたことそのままではなく、今日話した内容も２年後、３年後に向けて変わっていくという前提を持って話し合っていきたいと思います。

このように進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○越智部会長 進め方はそれでいいということで、次に、内容について説明をお願いいたします。

○吉光主任 ありがとうございます。

続いて、第１条（目的）について説明いたします。

資料２「条例案」の第１条を御覧ください。

第１条は、条例を制定する目的です。事務局案を読み上げますと「この条例は、手話は独自

の体系を持つ言語であるという認識の下、手話に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、町田市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、もって全ての市民が互いを尊重し、共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」としています。

第1条の内容ですが、まず、手話は言語であるということを大事な前提として入れています。次に「町田市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、」は、条例第3条から第5条までを指しております。「手話に対する理解の促進及び手話の普及」については、条例第6条を指しております。

直接の目的としましては「手話に対する理解の促進」「手話の普及」としております。さらにその上の目的、つまり条例の目指す姿としては「全ての市民が互いを尊重し、共生することのできる地域社会の実現」を掲げております。日常的に手話で会話する方とそうでない方が互いの言語やコミュニケーション手段の違いを認め合い、地域の中で共に暮らし、支え合える社会をつくりたいという思いを込めております。

条文の書き方としましては、市町村手話言語条例のモデルに沿ったものになります。

目的の説明は、以上となります。

文章の構成につきましては一定のルールのようなものがあまして、関係部署と調整した結果このようになっておりますので、全ての御意見に添えない場合がございますが、委員の皆様には特に目的の後半部分について、この方向性でよいか御意見をいただきたいと思います。

また、越智部会長には、ぜひ板橋区の検討会で出た御意見などを交えながらお話いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○越智部会長　ありがとうございます。

今、説明がありましたように、本当は順番で言いますと前文から始めるべきかもしれませんが、前文が一番大事なので、大枠が決まって全体の状況がはっきりしたところで、最後のあたりで話し合うことにこの会議で決まりましたので、第1条、第2条から検討を始めたいと思います。

第1条は、目的です。この条例が何を目指すのかということを出すところです。それについて、条文がこれでいいのか御意見ををお願いします。

まず、質問はありますか。

○砂田委員　手話言語条例、特別な体系を持った言語であるということですが、もっと細かく

書いてほしいんですね。手や指、体、顔などの動きによって表現されるみたいな。曖昧でなく、見てははっきり分かるという、「日本語とは違う」という言葉も入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○越智部会長 今の御意見は、「手話は言語である」とはっきり出すのもいいんですが、ちょっと曖昧ですよ。もっと具体的な書きぶりはどうかという御意見ですが、いかがでしょうか。

○吉光主任 手話の定義を入れている自治体はほかにもありますので、そういったものを入れ込むことは可能でございます。そこは検討させていただければと思います。

○砂田委員 ありがとうございます。

○越智部会長 定義の入れ方にはいろいろな方法があると思いますが、目的の中に入れるのか、それとも別に（定義）という条文をつくるのか、あるいはまた別の項目に入れるのか、そのあたりはいかがですか。

○吉光主任 別の条として（定義）という項目を設けたほうが、条文としては読みやすいのではないかと思います。今、越智部会長がおっしゃったように、（目的）の中で「手話」の後ろに括弧書きで定義を入れることは可能ですけれども、そうすると1文がとても長くなってしまいますので、それよりは別の条で（定義）という形で設けたほうが読みやすさはあるのかなと思います。

そのあたりは、すみません、関係部署と検討して、どのように入れるか考えていきたいと思っています。

○越智部会長 よろしいですか。

はっきり皆さんに分かっていただければ理解もしやすいと思うので、（定義）という条文をつくっていただくのはいいと思います。

○寄林委員 寄林です。

手話言語というのはどういうものなのか、定義というか位置づけというか、その捉え方がいろいろな立場によって違っているという現状があると思います。なので、この条例の文章の中で手話言語というものを位置づけることに関してはとても慎重にする必要があると思います。実際に手話を使っている人たちは、「手話」というものに対するイメージをそれぞれ持っています。難聴の人たちの中にも「私たちは手話を使っている」とおっしゃる方がいる。「手話という言語はこうなんだよ」とこの条例の中に位置づけることが本当に必要なのか、ある意味、定義づけしてしまうことで、「私とは関係ないのかな」とか「私の使っているいわゆる手話とは違うのかな」といった受け止め方をする人も出てくるのかなという心配もあります。

ただ、「手話言語」というものを前面に出す条例なので、ある程度「手話言語というのはこういうものだよ」というところを示す必要もあるのかなという感覚はありますけれども、それによって違った捉え方をしている方々を排除してしまわないかという心配があります。

○越智部会長　ありがとうございます。

そうですね、確かに「手話言語」または「手話」の定義となると整理が必要です。

実は、6月に富山で全日本ろうあ連盟の協議会があったんですね。それで全日ろうの定款の修正をして、今まで「手話」だったのを「手話言語」に変えたんですね。そのとき私は「手話言語」の定義をきちんと決めないと受け止め方がまちまちになるのではないかという意見を出したんです。「確かにそうではあるけれども、定義をすぐつくることは難しい。考え方もまちまちだし、時間がかかる。すぐには難しいので分かってください」という話をされたんですね。

そのように、すぐつくるといのはなかなか難しいので、時間をかけて、2年後までにはしっかりと話をして整理できればいいと思います。

例えば、先ほど砂田委員がおっしゃった「日本語とは違う」という言い方、これはちょっと微妙ですよ。やはり日本語とは違う部分もあるけれども、単語だけを見ると日本語と同じ部分もある。だから必ずしも違うとは言いきれない部分もある。きちんとそこは整理が必要。定義はこれから話し合うということで、今回はいいですか。

○砂田委員　実はいろいろな意見があって、「日本手話」という言葉を入れてほしいとも言われているんですね。だけれども、私が考えるのに、これからの若い人は日本手話を知らない人も多いですよ。そういう意味では、やはり日本語とは違う。「日本手話」という言葉は入れるけれども、それにこだわらないで手話だけに絞って、そして若い人も使える、みんなも使える言葉、言語としてみんなに認めてほしいということですね。

ただし、手話が日本語と違う部分は何かを説明するためにも、やはり「手話は日本語とは違う」と入れたほうが分かりやすいのではないかなと思って意見を出したわけです。

○越智部会長　分かりました。

ほかに御意見ございますか。

今回の案の中で「手話は独自の体系を持つ言語である」という書き方をされていますが、この書きぶりでいいのかどうか、これは御意見ないですか。どうでしょうか。

○高田委員　高田です。

「文法」というのもありかな。いろいろな資料を見ていくと、「体系」という言葉より「文法」という言葉を使っていることもあるのではないかなと思います。

それと、さっきから出ている「手話」の定義づけ、この辺は、全日本ろうあ連盟が発表している手話の定義についてもいろいろな意見があって、日本手話だけが手話だという捉え方をしている人たちもいるので、ここはあまり具体的に書き過ぎると、逆にいろいろなところから批判を受けてしまうということもあるのではないかと思います。

○越智部会長 定義については、先ほど確認したように時間をかけて慎重に進めたいと思います。

「独自の体系を持つ」よりも「文法」のほうがいいのではないかという御意見がありました。事務局さん、どうでしょうか。

○吉光主任 では、「手話は独自の文法を持つ……」、「持つ」でよろしいですか。「……文法を持つ言語である」という。

○寄林委員 私は言語学者ではないので、「言語体系」と言う場合と「言語の文法」と言う場合の厳密な違いとか使い分けがわかっていません。どのような違いがあるのか、ほかがそうだからということもあるけれども、具体的にどのように違うのかをきちんと押さえてからのほうがいいのかと思います。

○吉光主任 ありがとうございます。

では、こちらは1度持ち帰りまして事務局で検討させていただいて、お時間いただきまして次回お示しできればと思います。よろしくお願いいたします。

○越智部会長 分かりました。よろしくお願いします。

話し合ったように、ちょっと整理する必要がありますね。「文法」という表現と「独自の体系を持つ」という表現の違い、区別をしてもらって、どうすればいいかを決めていきたいと思います。次の話し合いになると思います。

○砂田委員 第1条に関して別の話ですけれども、いいですか。

「寄与する」という言葉がありますよね。それは具体的にどういう意味なのか、町田市としてはどのように考えているのかを知りたいです。この「寄与する」という言葉について、どういう考え方を持っているのかを知りたい。

○中川担当課長 事務局の中川です。

町田では大体このような条例のときは、この「もって」より後ろに書いてある高次——高い次元の目的に対しては「寄与することを目的とする。」という表現を使うのが一般的でございます。

というのは、例えば「社会をつくる」といったときに、手話言語条例ができたというその1

点だけをもって共生することができる地域社会が実現されるわけではなく、手話言語条例以外にもいろいろな要素が絡み合っただけで共生することができる地域社会が実現するという前提の下、それを実現するための一つの役割を果たすというか、そのための助けになる、そこにつながっていく一つの道であるといったことを表現するために、社会の実現に寄与する、貢献するといった意味でこういう表現を使っております。

○砂田委員 分かりました。

でも、ろう者はちょっとこの文章の意味をつかみにくいと思うんですね。何か具体的に分かりやすく、ろう者にも分かるような書きぶりがないのではないかと思います。

○越智部会長 砂田委員の意見もよく分かりますが、法律には法律なりの表現があるんですね。それはあまりいじくり回すとかえって意味が分からなくなるし、混乱してしまう。だから、これはしょうがない部分ではあると思う。

板橋区でも話し合った。でも、やはり法律の表現をする上では、みんなが分かりやすい表現をしなければいけないわけではないので、書きぶりを分かりやすくするのではなく、法律は法律としてやはりこういう表現になるから。そして、さらに上に法律の専門の部署があって、決めた内容をその専門部署に持って行って調べた結果「これは駄目ですよ」と修正されることがあるんですね。分かりやすく言うと「これは駄目ですよ」と突き返される可能性もあるので、やはり法律にきちんと合わせた内容でつくって、分かりにくいところは手話を使って説明をする、それがいいと思いますよ。OKですか。

○砂田委員 分かりました。

○新谷課長 障がい福祉課の新谷です。

今の件、まさに会長のおっしゃったとおりで、逆に言いますと公布から半年間の周知期間をいただくということで、直近の分かりやすいところだと、町田市では子どもにやさしいまち条例を制定させていただいたんですけれども、その際にも例えば小学生向けのリーフレット等を作って分かりやすく周知したり、そういったことを行っておりますので、私たちもそこら辺、分かりやすくどういったことができるかを、周知期間を含めて検討させていただきたいと思います。

○越智部会長 ほかに何か御意見ありますでしょうか。

○木村委員 友の会の木村です。

これまで皆さんが発言されたとおり、この条例の目的の文面は、私もちょっと条例の勉強をしていろいろ調べたんですけれども、やはり決まった文面があるということなので、それは仕

方ないと思います。ただ、公布した後、リーフレットで細かく分かりやすく説明するのが一番いいかなと思っています。

それで、やはり「体系」という言葉は私も引っかけました。この「体系」は、ほかの市区町村の条例を見ても少ない。「文法」というのが多い。だけれども「体系」の意味、それから「文法」の意味、私もまだちょっと理解していないので、こちらも次回の検討委員会までに勉強してきたいと思います。

○越智部会長 ほかにありますか。

○陶山委員 陶山でございます。

おおむねこれで特段の違和感を感じておりませんが、話題になっている「独自の体系」という言葉をあえて入れた理由がもしあるのであれば。「手話は言語であるという認識の下」では何か伝わり切らないものがあるのであれば、それを教えていただければという気がしたのが1つ。

障がい者差別解消条例をつくったときにも、当事者が市民の中に含まれているんだということとは強く意識しながらつくっていった思いがございまして、耳の不自由なろう者の方も市民であるということを念頭に置きながら一緒にこれを読んでいくと、町田市が伝えたいことが分かるかなという気がいたします。

また、町田市がいろいろな条例づくりで「寄与することを目的とする」という言葉を使っているのは、私は1人の町田市民として寄与されているような気がしていて、とても好きです。町田市行政が条例をつくって「共生することができる地域社会の実現を目的とする」と締めくくられてしまうと、私の立場だと、何か「行政がやればいいじゃん」みたいなことになるけれども、みんなで考えて、それを当事者の皆さん、いわゆる市民の皆さんに丁寧に渡していただけている気がするし、事業を営んでいる事業者としても「これをお渡しするのでみんなで考えましょうよ」と言ってくれている気がするので、これはみんなでつくった後に形にしていこうよという意味を込めて、町田市はいろいろなところに「寄与する」と使っているものと受け止めているところがあるので、引き続きこれは入れていただけたらいいなという感想を持ちました。

○越智部会長 ありがとうございます。

私から少し説明しますと、ほかの条例の中には「独自の文法」という表現もありますが、あえて「独自の体系」と表現しているところもあるんですね。なぜかというのと、「文法」と表現すると同じような言葉、音声、話す言語、同じイメージになってしまうんですね。でも、手話

はそれだけはありません。視覚的な表情とか身振りとか、音声言語とは違う体系の中でつくられた言葉なんです。その違いを明らかにした上で、あえて「独自の体系を持つ」という表現をする場合もあるわけです。

どちらがいいのかというと、次のときに改めて審議していけばいいのではないかと思います。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

なければ、「文法」か「体系」かは次に持ち帰らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○中川担当課長 先ほどの陶山委員の「独自の体系を持つ」という言葉をわざわざ入れたこちらの思いという部分について、ちょっとだけお話しさせていただければと思います。

確かに「独自の文法」というフレーズを使っている市町村もあったんですけども、ある程度私の個人的な感情も入るんですが、「文法」という言葉を聞いたときに思い浮かべるのが、英語を習ったときにSVOとか、主語・述語・目的語がどういう順番で並ぶのか、日本語はこうですよ、英語はこうですよと習ったその記憶がまず一番最初に入ってきたんですね。手話という言語は主語とか述語の順番、並び方だけが日本語と違うのかというと、どちらかというと先ほど砂田委員がおっしゃっていたように手であったり表情であったりという、言葉の順番だけではないものがあるのだろうという意識の中で「文法」というより「体系」という言葉を使ったんですけども、そのほうが個人的にじっくり来るかなというところで、今、一旦こういう表現で事務局案を提示させていただいた次第でございます。

○越智部会長 ありがとうございます。今の話を参考にして、次回、検討していきたいと思います。

実際、例えば高齢ろう者の中には日本語の助詞、「てにをは」を間違える人がたくさんいるんですね。なぜかという、やはり手話は独自の体系があるので。「はさみで切る」という言葉がありますが、手話で表すとこれだけ、はさみで切るジェスチャーだけなんですね。「はさみで」の「で」はない、助詞はないわけです。手話ではこの動きだけで終わるわけです。「てにをは」を使わないのでどうしても理解できないんです。簡単に言うと、文法的ではないわけです。今はこういう表現もあるかなと思っています。

よろしいでしょうか。改めて次までに整理していただきたいと思います。

第1条はこれで終わりたいと思います。

次に、第2条をお願いいたします。

○吉光主任 ありがとうございます。

では、続きまして第2条（基本理念）について説明いたします。

第2条は基本理念、大事にしたい考え方を示したものでございます。

前回の検討部会でお示した条例の構成案では、5本の柱を入れる方向としていましたので、そのように案をつくりました。

資料2「条例案」の第2条を御覧ください。

こちらに（1）（2）（3）（4）とあります。

第1号につきましては「手話を必要とする者が手話を習得し、及び手話で学ぶ権利を尊重すること。」これが5本の柱のうちの「手話を獲得する」「手話で学ぶ」を表しています。なお、手話に関する施策の推進に関する法律では「手話の習得」としていますので、条文は、法律に合わせて「獲得」ではなく「習得」としました。

第2号「手話を必要とする者が意思疎通を図るための支援を利用する機会が確保されること。」こちらが「手話（手話通訳）を使う」を表しています。

第3号「市民が手話を学ぶ機会が確保されること。」こちらが「手話を学ぶ」を表しています。

第4号「手話文化を次世代へ継承すること。」これが「手話を守る」を表しています。「手話文化」の後ろに括弧書きで定義を入れておりますが、こちらは先ほどの法律から引用しております。

なお、こちらについては事前に越智部会長から「「手話による文学」が具体的に何を指しているのか疑問がある」というお話を聞いておりまして、現在、市から国に確認中でございますが、まだ回答が来ておりませんので、今回、そこについての解説はちょっと難しいところでございます。

基本理念につきましては、以上のような構成となっております。

委員の皆様には、まず5本の柱を掲げる方向性でよいかという点と、条文上の表現について、事務局の考え違いなどがいないか、そういった点の御意見をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○越智部会長 ありがとうございました。

第1条（目的）が条例の目指すものであれば、その方法、根本的な考え方を示すものですよね。この場合は国の手話言語法案の5本柱に沿った形に合わせています。

これについて何か質問とか御意見ありますでしょうか。

○高田委員 第2条第1号ですけれども、「手話を必要とする者が手話を習得し、」という、

この手話を必要とする人たちのイメージを事務局ではどのように捉えているのか教えていただけますか。

○吉光主任 手話を学びたいと思った方、例えば生まれつき耳が聞こえなくて、手話を学びたいのに学べないという状況にならないことがいいのかなと思っておりますので、ろう者の方だけではなく、手話を習得したいと考える方と考えております。

○越智部会長 高田委員、どうですか。

○高田委員 いや、何かずっとこれ悩んでいて、ろう者の立場だったら多分、手話を習得する必要はないのではないかとか、手話を学びたい人が手話を習得し……。ちょっとごめんなさい、この意味がなかなかつかめなくて。

○越智部会長 事務局の皆さん、いかがですか。

○中川担当課長 確かに第3号では主語を「市民が」と置いているので、「市民が手話を習得し、」という形にしても問題はないかなとも考えます。

事務局としてここを「手話を必要とする者が手話を習得し、」と書かせていただいたのは、学ぶ機会の確保と言ったらいいのでしょうか、欲しいと思った人がそこに手を伸ばせる状態にある、そういう状態であるようにという意味を出したかったので、必要とする人が必要としたときに習得することができる、習得する機会を得ることができるというような意味合いを出したくて、このような表現にさせていただいております。

○高田委員 ありがとうございます。

そうすると、第1号と第3号の違い……。第1号と第3号が同じになってしまいますよね。

○吉光主任 すみません、第1号と第3号がすごく分かりづらいところではあるんですけども、どちらかというと第1号は、ろう者の方寄りの発想で考えております。生まれてとか、耳が聞こえない状態で手話を学びたいとなったときに、なかなかろう学校も少なくてもろう学校で手話を学ぶ機会が少ないといったことも聞いたことがあるので、そういうときに自分で手話を選択して、習得して、手話で学ぶというところを5本の柱で表現したかったんですけども、第1号と第3号が少し似ているのかなというところは御指摘のとおりでございます。

○越智部会長 第1号と第3号が似ているというのは分かるんですが、第1号はろう者ですよ。当事者。第3号は、市民への普及という意味が入っていると思うんですね。でも、もうちょっと整理しないと混乱を来すかもしれませんね。

○陶山委員 気持ちはすごく分かりますけれども、やはり私がこだわりたいのは、ろう者も市民だということ。だからろう者と市民を使い分けなくてほしいというのはあるんですよね。

では、どうすればいいというのは、ごめんなさい、まだ持ち合わせていないんですけれども、「手話を必要とする者」というのは、例えば兄弟に耳が不自由な方がいる家族とか、手話が必要な人ですよね。でも、こうしてしまうと日常で手話が必要な方と関わらない市民は習得しなくていいとなってしまうから、第3号で入れてくれているんだと思いますけれども、そこはもう少し一緒に考えたいところかな。

本当にくどくてごめんなさい、ろう者と市民を分けないでほしい。

○越智部会長 今、陶山委員が大事なことをおっしゃったと思います。ろう者も市民であるということです。それが根本にあるので、そこを入れて考えていかなければいけないと思います。

でも、1つ気になっているんですが、手話言語法案の「手話の獲得」という意味は、手話を必要とする者ではなく、それ以前の話なんです。聞こえない子どもが生まれた、とにかく耳鼻科に行きますよね。耳鼻科の先生は手話を知らないわけです。手話の情報を教えてもらっていないわけですよね。だから耳鼻科の医師も手話のことを知らないままなんです。だから「手話を必要とする」という以前の問題。親も生まれた子どもも手話の存在を知らないわけですよね。手話を知っていればいいけれども、手話が必要ないと誤解して、思い込んでいる人は「手話は教えなくてもいいんだ」となってしまう。そういう問題があるんですね。

手話が何なのか、その情報をちゃんと提供した上で要らないというならしょうがないですが、手話がどのようなものかをちゃんと伝えて、そして手話を覚えたいんだという気持ちを促すこと、これも大事なわけですね。この表現だとそれが見えなくなってしまうと思うんです。

もう一つ言うと、手話言語法案は「手話の獲得」になっているんですね。これは「習得」です。ちょっと意味が違うんですね。手話を勉強することは習得、でも、言語を身につけることは獲得になるんですね。全日ろうはあえて「獲得」という言葉を使っているわけです。

「習得」では言語を身につけることにならないんです。コミュニケーションとしての手話を身につけるという形になるんです。その違いもちゃんと踏まえた上で言葉を選ぶ必要があると思います。

○砂田委員 皆さんと同じですが、私も、やはり手話を必要とする者、手話を知らない人にも効果のある内容にしてほしいんですね。みんな市民ということももちろんそうですが、もう一つ引っかかるのは、「確保」という言葉がありますが、確保して、その後、実施するという文言が何かあったら。「やるんだ」という文言が欲しいんですね。何か確保して終わるようなイメージを感じるんですね。だから最終的にちゃんとやるんだということを表現してほしいんで

すけれども。確保して終わりではなく。

○越智部会長　そうですね、実施するという内容は、もっと下の条文に入ってくると思いますよ。

○砂田委員　あ、この後なんですね。

○越智部会長　ここはあくまでも基本理念ですから、手話を学ぶ権利を尊重する、これを踏まえて次に手話をどうするかというところで実施の方法を入れてくると思うから、それはまだ後ですね。

○砂田委員　分かりました。ありがとうございます。すみません。

○越智部会長　私の出した手話の「習得」と「獲得」の違い、区別、分かりますか、事務局さん。

○中川担当課長　今、越智部会長がおっしゃった「習得」と「獲得」の意味の違い、あえて「獲得」を使っているのだということについては理解いたしました。ありがとうございます。

先ほど私が申し上げたところが多分ちょっと違って、第1号と第3号が結局一緒になってしまっているという御指摘もいただいたんですけれども、改めて5つの柱「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」というところが割と短い単語——多分そのほうが並んだときにきれいだとか、そういう表現的な、スローガンの意味合いもあるのかもしれませんが、そこについて、この後、修正案であったりを事務局が考えるに当たって、例えば「誰が」というところを1個ずつ確認させていただきたいんですが。要は、この5本柱の解説をいただきたいんですけれども。

すみません、お手数ですけれども、お願いしてもよろしいでしょうか。

○越智部会長　私としては、そこはシンプルでもいいと思うんですが。細かくするとかえって「これ何？わからない」と誤解されたりすることもあると思うので、ここはシンプルにまとめていいのではないかなと思うんですけどね。

もう一つ、板橋区の例で言いますと、資料5の表にありますが、板橋区のときに話し合ったのは、聞こえない立場への一方的にならないということですね。例えば手話による情報保障も、聞こえない立場の人だけのためではない。聞こえる立場の人にも必要なものですよ。だから区民にも必要なわけです。区民、市民には我々聞こえない人もいることを知ってもらう。聞こえない人の情報を獲得してほしい。区民、市民にも聞こえない人のことを知ってほしい。相互理解というんですか、そういう意味を重く受けて話し合って、こういう表現ぶりになったわけです。

聞こえない人が一方的に情報保障を受けるのではなく、逆の立場で、聞こえる人も情報保障を受ける必要があるわけですね。平等というか、対等な立場になるわけです。だからこういう書きぶりになっているんです。参考にさせていただければと思います。

○中川担当課長 今、越智部会長から板橋区の基本理念のお話をいただきました。

我々事務局では、5本柱の話が当初から出ていたところもあったので、これを基本理念にしたほうがいいのかというところで、今、その5本柱を先ほどちょこっと話が出た条例の文章等をつくる担当部門に当てたりしながら、どうしても短いフレーズというよりは主語があって述語があってという、日本語として流れるような形を割と法律の部門では気にするので、そういうチェックも入りながら今、こういう文章にさせていただいているんですけれども、そこに説明するに当たって、先ほど私が「誰が」という質問をさせていただいた次第です。

恐らくその部門は「これは誰が、どういうふうに」というところを逐一確認した上で「では、こういう文章だね」という修正を入れてくるような動きになるので、確認させていただいた次第です。

先ほど申しましたように、5本柱というものが当初からあったので、今、こういう形にさせていただいておりますけれども、あくまでこれは事務局が考えてきた案となりますので、今、資料5で出させていただいているほかの基本理念等を御覧いただいて、例えば板橋区のように1行だけのシンプルなもの、理念なんだからより簡潔に、より分かりやすく響くもののほうがいいのではないかとといった御意見をいただいても全然大丈夫ですし、この事務局案をどう直そうかという視点だけではなく、「もっとこういうものでもいいのではないかと」といった御意見をいただいても大丈夫ですので、そういうところも含めて御検討いただければと思います。

○越智部会長 どうでしょうか。どういう形がいいのか。

○杉野委員 杉野です。

第3号についてですが、「市民が手話を学ぶ機会が確保されること。」とありますが、これよりも「手話を理解する機会」という言葉に変えたほうがいいのではないかと思います。市民への普及という意味につながるのではないかと思います。どうでしょうか。

○中川担当課長 ありがとうございます。

今のような形でどんどん御意見を出していただいて、我々町田市のこの検討部会として「では、これでいこう」という案を詰めていただければと思います。

○越智部会長 手話を理解する機会になってほしいという意味ですね。そういう考え方もあると思います。手話を身につけることが理解につながると思いますが、ただ技術だけを身につけ

るのではなく、中身が分からないのでは意味がないので、そういうことも含めた検討をしたいと思います。

○木村委員 やはり「手話を必要とする者」というのが引っかかります。これはタイミングの問題もありまして、自分のことになりますけれども、自分の場合、補聴器を使って言語を習得して、聴者と共にやってきた。途中、大学に入ってから手話を学ぶ機会を設けたというふうに、やはり個々のタイミングで習得する場面がそれぞれあると思うんですね。

そういう場合に「必要とする者」となりますと、自ら必要になったときに学ばなければならないような感じに受け止めてしまう。ですので、聴者も、例えば必要でなくても手話に興味を持って勉強したいと思うかもしれません。そういうタイミングも全般的に含めると、やはり「必要とする者」にこだわる必要はないのではないかと感じます。

○寄林委員 示していただいたこの文章をなかなかみ砕けなくて、ずっと考えているところです。

まず、第1号の「手話を必要とする者が」というところ、手話を獲得したい人はちゃんとその意思が尊重される、その権利が尊重される。第1号は、その権利を言っているわけですね。権利が尊重されなくてはいけないということを言っている。第3号は、その機会が確保されるということを言っているわけですね。なので、同じ「市民が」とするにしても第1号と第3号は違う意味であると思います。

ただ、第1号で「手話を習得——獲得としてもいいですけども——する」ということ、もちろんどういう形で獲得するかはいろいろあると思いますけれども、文章的には本人が主体となっている。後段の「手話で学ぶ」ということは、受け身の立場ですね。誰かから手話を使って教えてもらう。手話そのものではなく、例えば学校で理科の勉強を手話で学ぶとか。要するに、手話そのもののことではなく、別のものを手話を使って学ぶ。ということは、相手に手話を使ってほしいということですね。そういう権利ということなので、前段と後段で主体となる者が違うことが並べてある。だけれども、どちらも権利が尊重されるべきなんだよということを言っているのであれば併記しても構わないのではないかなというあたりが、ちょっと私の中でもややもやっとしているところです。

「獲得」に関しては、先ほど越智部会長から説明がありましたけれども、私のイメージ的に言うと、どちらかというと母語というか、第一言語として身につけてほしいんだという意味が含まれているのかなという印象も持ちました。

○陶山委員 私は立場的に商工会議所から出てきているので、これができたときにそれを使い

こなす事業者代表という立場でここに参加しているんですけども、今回、アンケート等をするに当たって商工会議所だとか法人会だとか青年会議所のみんなと話をしたときの主な内容は、「これからは、町田市民全員が何らかの形で手話を身につける機会を設けなければ駄目になるんだよね」という話をしたんですよ。

そういう立場なので勉強不足のところもあるんですけども、第1号に書いてある「手話を必要とする者が手話を習得」するというのが手話言語条例ができる前はなかったんだと素朴に思うのと、手話で学ぶ権利を尊重されていなかったから手話言語条例をつくるんだと、すごく思いました。手話言語条例ができたら全ての市民は手話を学ぶことを意識し始めるんだと、「みんなでこれから社会を変えていかなければいけないんだよね」という話をしたわけですけども、逆に言う「手話を必要としない人が、手話言語条例ができ後も町田市の中にいるのね」ということになる気がちょっとなりました。

なので、素人考えですけども、手話を必要とする者が手話を習得して、手話で学ぶ権利を尊重するということは当たり前にあってほしかったなという気がちょっとしていて、くどいんですけども、手話言語条例を町田市がつくったら全ての町田市民は手話を使えるような機会を設けていくんだ、それが日常の生活の中に普通に落とし込まれていくような努力を始めるんだというものだと思っていたので、この第1号に書いてあることは「あ、ここからスタートなんだ」ということを素朴に思いました。変だとか否定だとかいうことではなくて。

○越智部会長 一般市民としては、そういう見方もあるということですね。参考になる御意見だったと思います。

そのように、当事者の立場としてきちんと整理しなければいけないと思います。この案を見ると、どっちがどっちか分からないような雰囲気になっていますね。これは当事者なのか、これは市民なのか、もしくは陶山委員がおっしゃったように同じ市民としてろう者も含むという話、そういうことを表してもいいのではないかと思います。

主語と述語が必要というお話がありましたけれども、主語が今、曖昧になっているんですよ。もう少し整理が必要かなと思います。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

○寄林委員 陶山委員の言ったことはろう教育のこれまでの流れとかそういった中で出てきている部分が非常に大きいなと思っています。

また、一般の市民がみんな手話をできるようになることは、ある意味、理想ではあるけれども、現実的にはなかなか厳しいところであって、私が個人的に思うのは、まず理解してほしい

ということ。手話を必要としない人——という言い方は非常に冷たい言い方になってしまうかもしれないけれども、多くの市民は手話と関わりなく過ごしています。けれども、そういった方々に対して求めたいのは、まず理解してほしいということですね。聞こえない人がいるんだということを理解してほしい。手話を使っている人がいるんだということを理解してほしい。

サービスエリア等に行って、うどんとか蕎麦をチケットで買ったときに「番号でお呼びしますから」と言われていつも思うんですけれども、聞こえない人はどうするんだろうなと。そこに聞こえない人がいるんだということを分かっているならば、対応が違ってくると思います。

ただ、それは手話言語条例なのか、差別解消法なのかという微妙な線引きはあると思います。

陶山委員がおっしゃったこと、本当にそうになってほしいなと思うけれども、そういう意味では「まだそんなレベルか」と思われるかもしれないけれども、とにかくこの条例をスタートさせることで、市民の中に聞こえない、聞こえにくい人たちがいる、手話を使っている人たちがいることをまずは知ってもらいたいというところが長く手話に関わってきた者としての今の本当の気持ちかなと思うんですけれども、それでいいのかどうかは、ちょっと分かりません。

○越智部会長　ありがとうございます。

寄林委員のお話は、手話を知ってほしいというよりも聞こえない人のことを理解してほしい、そんなポイントですね。ただ、手話を通すことで聞こえない人を理解するという面もあると思います。

いろいろな意見が出ましたね。最初、案を見たときは、まあまあいいんじゃないかなと思っていたんですけれども、いろいろな意見が出されると課題は多いですね。ちょっと整理が必要ですね。

あと一つが、主体をはっきりさせること。聞こえない人なのか、そうでない人なのか、全ての市民なのか、はっきり分かるような書きぶりで5本柱をきちんと組み込める形がいいのではないかと思います。

板橋区で話し合ったときには、極端な意見で、全ての板橋区民に手話を教える、普及するぐらいの条例をつくってという意見を出したんですが、ちょっと夢物語なんですけれども。ただ、理念としては、そういう部分を含めて出していくことも大事なのではないかと思います。そういうことから、こんなシンプルな理念になったわけですが。

○砂田委員　例えば声を出せない人もいて、そういう人も手話が必要だと思うんですね。聞こえるけれども声が出せない人にも手話が必要な人はいると思うんですね。

ちょっとそれは置いておいて、第2号の質問ですが、手話通訳を使うというのがありますけ

れども、例えば学校であったり保護者会であったりという場面だけでなく、町田市内の民間企業、スーパーであったり銀行であったり、いろいろな場所に手話通訳を置くという意味でいいんでしょうか。そういうあたりをちょっと知りたいです。

もう一つ、手話通訳の身分保障もきちんと入れることができるのかどうかを聞きたいです。

○越智部会長 今の意見は基本理念というよりも、どちらかというと施策に関わる部分になると思うんですね。ただ、何というか……。この中に市民の責務みたいなものがあるはずなんです。これこれ。

○手話通訳者 役割だと思いますが。

○越智部会長 なので企業とかお店とか、それはここに入るわけですね。

○砂田委員 なるほど、この条文に入るんですね。

○越智部会長 項目の中に（市民の役割）というのがありますよね。今、おっしゃったようにお店であったりそういうものは、この下のほうに入るわけですね。

手話通訳の保障も大事な問題だけれども、例としてあるのかどうか、下のほうのどこかに入れ込むことはできるかもしれません。手話通訳の身分保障というのは、ちょっとほかの自治体では見たことがないので、入れるなら具体的な施策の中に落とし込む形になるのかなとは思いますが。

○砂田委員 分かりました。

○越智部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○手話通訳者 1つ目、質問したんでしたっけ。何でしたっけ。

○砂田委員 手話通訳を使うという意味は、企業であったりいろいろなところで手話通訳を導入するという意味ですか。

○越智部会長 例えば「手話通訳を使う」というのを理念に入れて、そして具体的施策の中に、（市民の役割）のところに具体的に入れる形になるから……

○砂田委員 第2号の意味を聞きたいんですけれども。「手話通訳を使う」というのは、そういう意味ですか。

○手話通訳者 この第2号が「手話通訳を使う」という意味と取っていいんですかということですね。

○中川担当課長 前回でしたか、それこそ砂田委員が「手話を使う」ということに対して、わざわざ書かなければいけないようなことですかみたいな御質問をされたときに、たしか越智部会長が「いや、それは手話通訳をちゃんと使えるように、手話を使うというか手話通訳を使う

という意味ですよ」という解説をされたことがあったかと思います。それを受けて、この理念を書かせていただいております。

先ほど部会長もおっしゃっていましたが、あくまで理念なので、あまり具体的なことは書かないんです。例えば飢えない、飢餓にならないようにするみたいな理念であったとして、具体的な施策として、3食食べられるなどといった具体的な話がでできます。具体策はもった下の施策等のほうに記載されるので、あくまで目指す先というか、大目標みたいな、ちょっとぼやとした書き方のものが理念の方に入ってくるようなフレーズになってまいります。

○砂田委員 分かりました。

○越智部会長 そろそろ時間になってしまいましたが。

○寄林委員 まだ第1号のところでちょっともやもやしていますが、「手話で学ぶ権利を尊重すること」を理念として打ち出した場合、例えば難聴のお子さんが一般の学校に行って「手話で学ぶ権利があるんだよ」といった主張をされた場合に、なかなか対応できない現実はあると思うんですね。理念としてそれを目指すというところを出すことはあるのかなと思うけれども、現実的なこととして大丈夫かなという心配があります。

○越智部会長 いろいろな意見が出ていますね。案として、改めて出た意見の整理をお願いします。

基本は当事者、それ以外、一般の市民、全部含めてどうするか、それを踏まえて、それに合わせて5本柱をうまく絡み合わせて表現できればいいかなと思うので、よろしくお願いします。

ちなみに、意外とろう者以外でも手話が必要になる。例えば知的障がいの方々。音声言語ではなかなか理解できないけれども、手話だったらコミュニケーションできるという知的障がいの方もいらっしゃる。だから幅広いんですね。そこも含めて、いろいろな可能性も含めた理念になればいいなと思います。御検討のほどよろしくお願いします。

時間を過ぎましたので、今回は第2条も保留にして、ちょっと整理していただいて……。

砂田委員、どうぞ。

○砂田委員 「支援を利用する」というのがちょっと気になるんですね。今、説明があったように、使うというのはタブレットも支援になりますよね。文字も。でも、手話言語条例なのになぜタブレットのコミュニケーションを——やはり「手話通訳」ということを入れてほしいんです。「支援を利用する」では、タブレットだって支援だと受け取られると思うので。でも、これは手話言語条例だから、「手話通訳」と入れてほしいということです。

○越智部会長 手話を必要とするのは手話支援、タブレットは別。それは関係ないんですよ。

手話が基本にある。だから i P a d は別。

○砂田委員 だって、私も寄林委員と一緒に言葉にこだわるんだもの。

○越智部会長 時間を過ぎました。すみません。

第3条は保留にしまして、第1条、第2条についてはいろいろと意見が出たので、改めて整理をお願いします。

あと、よろしいですか。

○砂田委員 第4号についても言いたいことがあります。「手話文化」とは何でしょうか。こんな言葉、聞いたことがないので。どこから持ってきたのか教えてください。「ろう文化」なら分かるんですが。

○吉光主任 「手話文化」は、手話に関する施策の推進に関する法律の基本理念に書かれているところから引用しております。

○砂田委員 あ、そうなんですね。

○越智部会長 ただ、先ほど補足説明があったように私もちょっと引っかかったんですが、「手話による文学」って何だと思ったわけです。だから聞いたんです。これは何なのかを国に聞いてとお願いしたんですが、回答がまだらしいので、次の会議までにそこも含めてお願いします。

○砂田委員 分かりました。

○越智部会長 では、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

事務局に返します。

○篤永担当係長 本日の議論の中でいろいろな意見をいただきましたので、いただいた御意見を基に改めて第1条と第2条の内容を検討して、次回御提示したいと思います。

それでは皆様、お疲れさまでした。本日の議題は以上となります。

以上をもちまして第4回（仮称）町田市手話言語条例検討部会を閉会いたします。

本日言い足りなかった御意見がありましたら、7月24日金曜日までにメールかファクスで事務局に御連絡ください。

第5回検討部会の日程ですが、2026年9月14日月曜日に開催を予定しておりますので、御参加をよろしくお願いいたします。

また、本日、お車でいらっしゃる方には駐車券の無料処理の御案内をいたしますので、事務局へお申し出ください。

それでは、閉会いたします。

本日は御出席いただきまして、ありがとうございました。

午後 8 時 3 7 分 閉会